

事例に学ぶ自治体防災

阪神淡路大震災と被災者生活再建支援法

国の資金、個人に渡し切りの道開く

山梨大学地域防災・マネジメント研究センター長 鈴木 猛康



1995年1月17日午前5時46分、淡路島北部の地下17kmを震源とする内陸直下地震（兵庫県南部地震、M=7.3）により、死者6434人、行方不明3人、負傷者4万3792人、全半壊建物総数約25万棟、被害総額約10兆円の被害が発生しました。人口の密集した大都市で発生したこの都市型災害は、阪神淡路大震災と命名されました。

この災害で集まった義援金は1860億円で、91年雲仙普賢岳火山災害の義援金233億円の約8倍でした。しかし、被災者の数が余りに多かったため、雲仙普賢岳火山災害や93年北海道南西沖地震災害で1世帯当たり1000万円以上の義援金が配分されたのに対して、この災害では建物が全壊した世帯でも55万円の配分にとどまりました。4月1日号で紹介した復興基金（阪神・淡路大震災復興基金）は95年4月には設立され、12月から運用を開始しました。

高齢者の多い密集市街地を直撃した阪神淡路大震災では、とくに高齢者の救済と地域の復興のあり方をめぐって、改めて被災者に対する公的補償に係る議論が巻き起りました。本稿では、この災害を契機として成立した被災者生活再建支援法について紹介したいと思います。

この法律は、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを

目的とする」とうたっています。表に被災者生活再建支援金の支給額一覧をまとめています。住宅が全壊した世帯、および住宅が半壊して大規模な補修を行わなければ居住することが困難（大規模半壊）な世帯に対し、住宅の被害程度、世帯人数、住宅の再建方法に応じて、最大300万円までの支援金が支給されます。

表 被災者生活再建支援金の支給額一覧（単位：万円）

区 分		基礎支援金 住宅被害程度 ①	加 算 支 援 金 住宅の再建方法 ②	計 ①+②
複数世帯 世帯の 構成員が 複数	全壊世帯	100	建設・購入 200 補修 100 賃借 50	300 200 150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入 200 補修 100 賃借 50	250 150 100
	単数世帯 世帯の 構成員が 単数	75	建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	225 150 112.5
単数 世帯の 構成員が 単数	全壊世帯	75	建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	225 150 112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	187.5 112.5 75

収入要件や年齢要件など撤廃

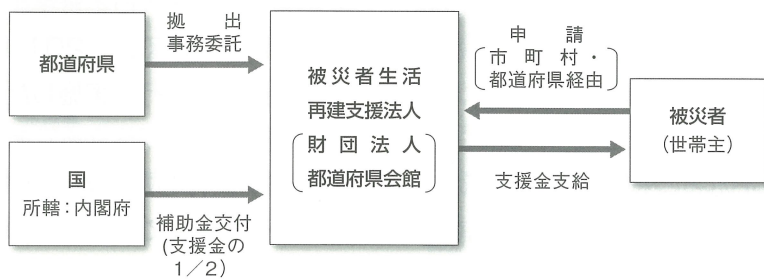
制度発足当時は、被災者の生活再建のために必要な生活用品の購入等に要する経費を対象として限度額100万円が支給されていましたが、2004年の改正により、全壊世帯で最高200万円の居住関係経費の支給を追加することになりました。さらに07年の改正で従来の「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分が撤廃され、被災者生活再建支援金は住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加

算支援金」に再編されるとともに、使途の限定をしない定額渡し切り方式となり、収入、年齢要件も撤廃されました。

対象となる災害は、市町村において10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合や都道府県において100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合が基本となりますが、その適用範囲は広域的に散在している場合にも柔軟に対応できるように改正されています。

図は被災者生活再建支援法の仕組みを示しています。相互扶助の支援金の支払い事務を行う被災者生活再建支援法人として財団法人都道府県会館が指定されています。47都道府県が拠出した基金（600億円）と基金の運用益、そして国からの補助金から、被災者の申請に応じて支援金が支払われます。国は、支援金の1/2を補助することになっています。

図 被災者生活再建支援の仕組み



参議院災害対策特別委員会で当時の国土庁長官・亀井久興氏は、「公的支援としての現金給付は、都道府県が拠出した基金を活用して行い、それに国が財政支援するものである。したがって、個人の財産損害を国が補償するという考え方には基本的に立っていない」、「間接的に基金を通じて国の資金が給付されることになるので、間接的とはいえ公的に個人に現金が支給される道を開いていただいたと受けとめている」と答弁しています。

鳥取県西部地震で住宅再建支援の条例も

被災者生活再建支援法が施行された後の00年10月鳥取県西部地震の際、鳥取県は被災者に対して市町村を通じて住宅の建設に300万円、住宅や石垣・擁壁の補修に150万円の補助を行い、その後この被災者住宅再建支援制度を条例化しました。今では20を超える県が独自の支援制度を設け、被災者再建支援法の適用条件を満たさない災害に対しても支援できる枠組みを導入しています。また、県独自の支援の内容によっては、国は支援金支給額の2分の1を特別交付税によって都道府県に補填する仕組みがあります。